

第92号議案 指定管理者の指定について

1. 指定管理を行わせる施設

- (1) 名 称：品川区立ぷりすくーる西五反田（品川区立就学前乳幼児教育施設）
(2) 住 所：品川区西五反田三丁目 9 番 9 号

2. 指定管理者

- (1) 名 称：特定非営利活動法人子育て品川（以下、NPO 子育て品川）
(2) 所在地：品川区小山台一丁目 28 番 4 号
(3) 代表者：代表理事 松尾 和英

3. 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 候補者選定経過

- (1) 選定にあたり

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、候補者を公募せず、現在の指定管理者を候補者とした。

- (2) 選定スケジュール

平成 30 年 10 月 15 日 NPO 子育て品川より「品川区立就学前乳幼児教育施設指定管理者指定申請書」等を受理

平成 30 年 11 月 2 日 指定管理者候補者選定委員会にて指定管理者候補者を決定

- (3) 評価項目

- ・基本的能力
- ・保育園についての事業計画
- ・幼児教育施設についての事業計画
- ・地域子育て支援センターについての事業計画
- ・収支計画

- (4) 選定理由

①これまで 15 年間にわたり、乳幼児教育における質の高い保育・教育実績の提供をしてきた

②今後も、継続し安定した就学前乳幼児教育を提供する人員配置と財務状況である

③伝統文化の継承や国際理解教育に関する保育内容、交流事業の開催などの特色ある取組みがある

④地域子育て支援センター、生活支援型一時保育の一体的運営により、乳幼児教育の充実と子育て環境の向上に継続的に寄与している

上記の点から、引き続き現指定管理者を次期指定管理者候補者として選定した。